

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析，ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 旧中心市街地活性化法に基づく計画実施等，これまでの取組に対する評価

28 ページから 33 ページ参照

2) 統計的データの客観的な把握・分析

2)-1. 高松市の概要

○市の位置・変革

1 ページから 3 ページ参照

2)-2. 人口・世帯数

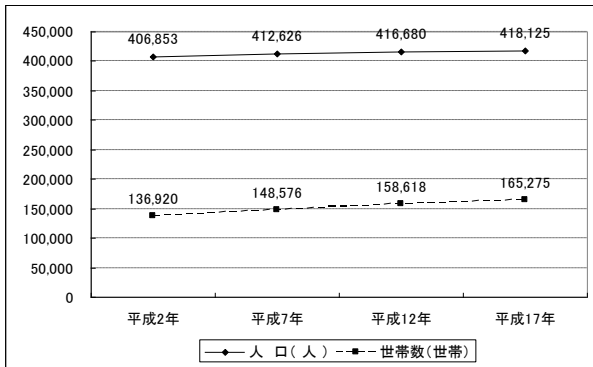
①市全体※の人口，世帯数

※数値は合併した旧塩江町，牟礼町，庵治町，香川町，香南町，国分寺町のものを含んで作成
本市の人口は，平成 17 年で 418,125 人となっており，平成 2 年からほぼ横ばいです。

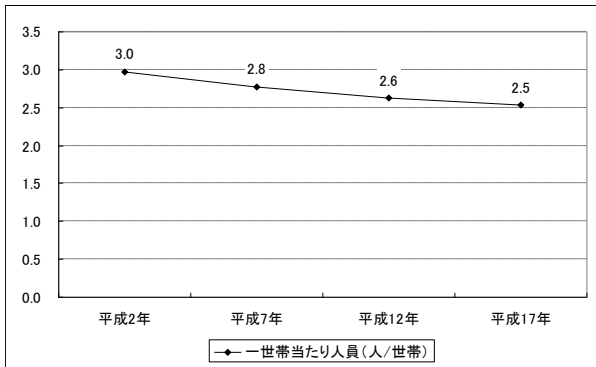
世帯数は，平成 17 年で 165,275 世帯であり，平成 2 年から 20.7 ポイント増加しており，それに伴い一世帯当たり人員も 3.0 人/世帯から 2.5 人/世帯へと 14.9 ポイント減少しています。

人口，世帯数等の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人 口 (人)	406,853	412,626	416,680	418,125
(指 数)	100.0	101.4	102.4	102.8
世 帯 数 (世 帯)	136,920	148,576	158,618	165,275
(指 数)	100.0	108.5	115.8	120.7
一世帯当たり人員 (人/世帯)	3.0	2.8	2.6	2.5
(指 数)	100.0	93.5	88.4	85.1



人口・世帯数の推移

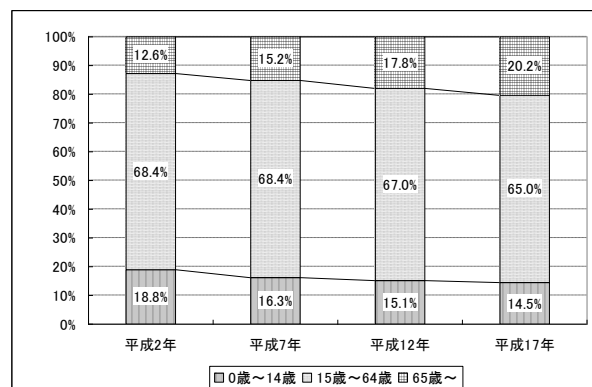


一世帯当たり人員の推移

本市の人口を年齢別構成で見ると，高齢化が着実に進んでおり，平成 17 年現在，20.2%まで増加しています。

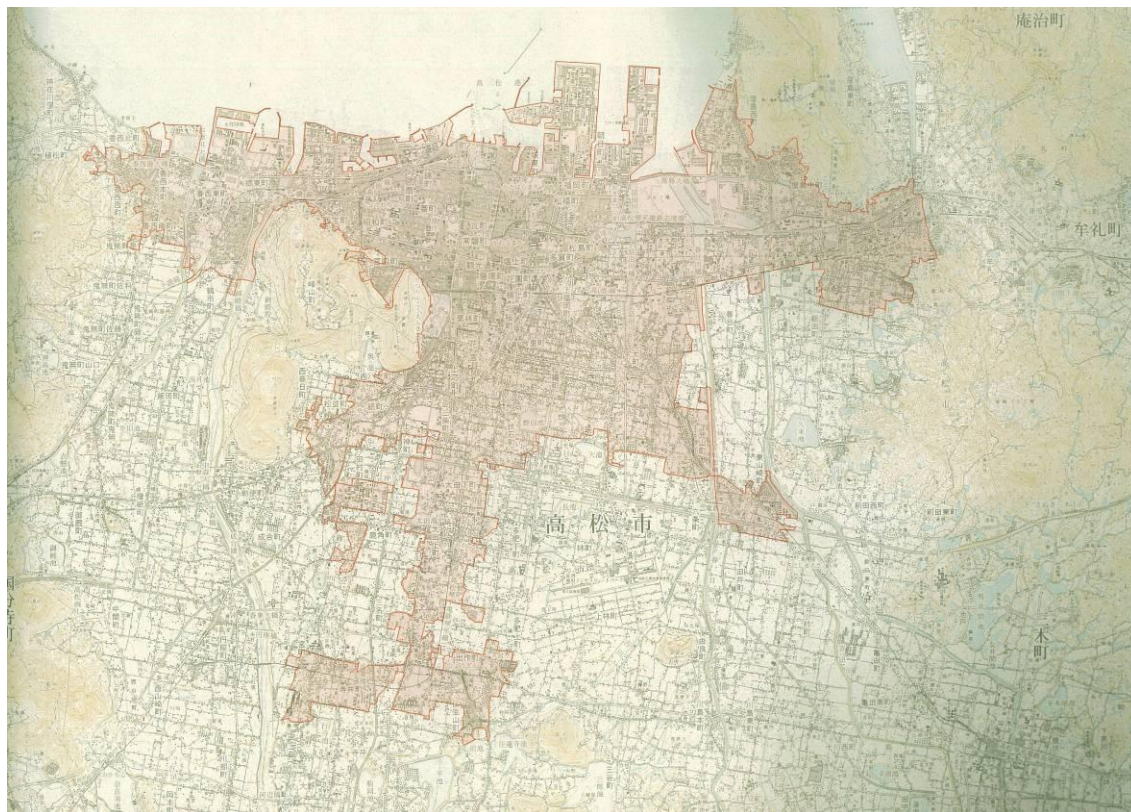
年齢 3 区分別人口比率の推移

資料：国勢調査



②人口集中地区

平成12年時点の人口集中地区（DID）を見ると、本市の中心部とその外縁，そこから市周辺部に延びる主要道路の沿道等が人口集中地区となっています。



人口集中地区（H12）の状況

資料：国勢調査

動向について見ると、平成2年以降、DID人口は僅かながら減少しており、DID面積（区域）は僅かながら拡大しています。そのため、DIDの人口密度は、僅かながら低下しています。

人口集中地区の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	(人)	222,531	220,304	217,410	213,793
	(指数)	100.0	99.0	97.7	96.1
	新市全域に占めるDIDの割合	54.7%	53.4%	52.2%	51.1%
	旧市全域に占めるDIDの割合	67.5%	66.6%	65.3%	63.3%
面積	(km ²)	39.8	40.5	40.8	40.2
	(指数)	100.0	101.8	102.5	101.0
	新市全域に占めるDIDの割合	10.6%	10.8%	10.9%	10.7%
	旧市全域に占めるDIDの割合	20.5%	20.9%	21.0%	14.6%
人口密度	(人/km ²)	5,591	5,440	5,327	5,320
	(指数)	100.0	97.3	95.3	95.1

※新市域は合併した旧塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の合計。旧市域は調査当時の高松市域。
人口集中地区とは「市区町村の境域内で人口密度の高い調査区が互いに隣接して、その人口が5,000人以上となる地域」

③通勤・通学の人動き

本市で昼間人口は、平成17年現在439,739人であり、常住人口に対する比率（昼夜間人口比率）は105.5%です。

100%を超えているため、昼間は、他市町から本市に人が集まっていることが分かります。

本市で従業・通学している人を見ると、平成12年現在、257,021人です。

また、その常住地の内訳を見ると、高松市内からが最も多く、全体の81.8%を占めているものの、本市に隣接する三木町から6,760人、坂出市や旧志度町・旧綾南町からも4,000人以上が本市に通勤・通学しており、本市は、広域的な就業・通学の間場となっています。

④中心市街地の人口・世帯数

4ページ、5ページに記載のとおり

平成17年昼夜間人口比率

昼間人口(人)	439,739
夜間人口(人)	416,776
昼夜間人口比率(%)	105.5

資料：国勢調査

平成12年通勤通学流動

(高松市が従業地・通学地になる常住市町別人数)

	人数(人)	構成比
高松市	210,363	81.8%
丸亀市	3,726	1.4%
坂出市	4,808	1.9%
普通寺市	1,202	0.5%
大内町	1,222	0.5%
志度町	4,269	1.7%
長尾町	2,367	0.9%
三木町	6,760	2.6%
綾上町	1,207	0.5%
綾南町	4,714	1.8%
綾歌町	1,220	0.5%
飯山町	1,146	0.4%
多度津町	1,056	0.4%
その他	12,961	5.0%
合計	257,021	100.0%

※数値は合併した旧塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町のを合計して作成しており、最大で80人の誤差が生じている可能性がある。

2)-3. 商業等の状況

資料：国勢調査

①平成16年度香川県商圏調査報告書から見る商圏等の状況

(7) 商業力

合併前の旧高松市は、都市全体として圧倒的な商業力を持っており、内買率で見るとすべての商品グループで90%程度であり、バランスも取れています。

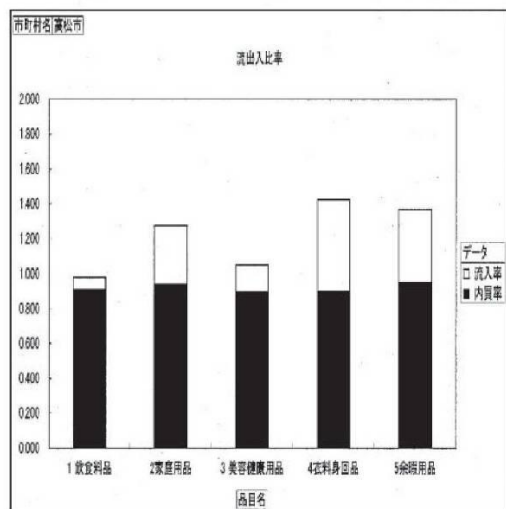
すべての買回性商品で、大量の購買力が流入しており、最も流入が多い商品である衣料身回品で、県下全域から吸引しており、特に、市の東及び南方面からの流入が目立っています。

しかし、集客力の源は大型店（ゆめタウン高松）であり、市内の商店街と比べても圧倒的となっています。

例：衣料身回品の集客力

	旧香川町	旧香南町
ゆめタウン	31.0%	37.0%
市内商店街	3.3%	5.4%

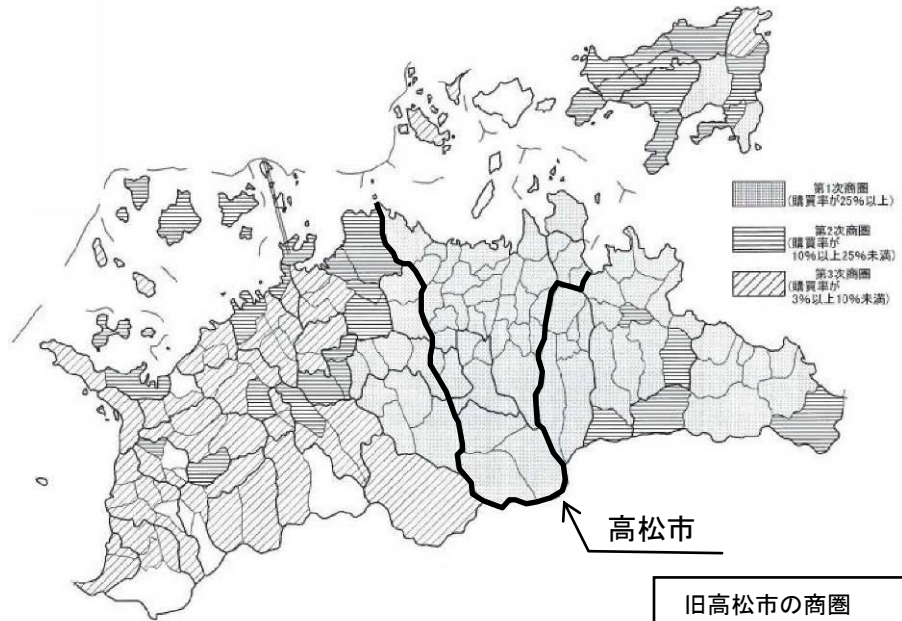
データ	1 飲食料品	2 家庭用品	3 美容健康用品	4 衣料身回品	5 余暇用品
内買率	0.909	0.938	0.884	0.900	0.953
流入率	0.088	0.335	0.154	0.523	0.412
流出比率	0.977	1.273	1.048	1.423	1.366



(1) 商圈

a. 買回品商圈

旧高松市の買回品の商圈を見ると、現在の市域全域を超えて一次商圈は大きく広がっており、東は隣接するさぬき市に留まらず、東かがわ市の大部分まで広がっています。

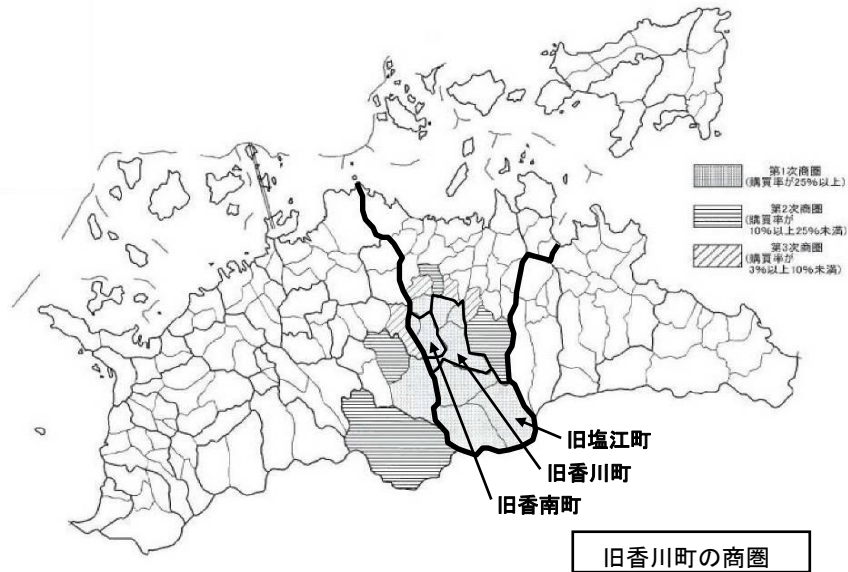


b. 最寄品商圈

旧高松市の最寄品の商圈を見ると、買回品ほどではないものの、現在の市域南側を除く旧市域の全域と、市域外の三木町まで一次商圈となっています。



なお、市城南側（旧香川町・旧香南町・旧塩江町）は、最寄品に関しては旧香南町（現市域の郊外部）が一次商圏となっています。



(ウ) 高松中央商店街への出向及び買物傾向

高松中央商店街への出向と買物の頻度は、居住地域、年齢、自分用自動車の保有の有無によって大きく異なっています。

居住地域別に見ると、高松旧市内の居住者の利用が圧倒的に多く、1か月に3回は出掛け、2回は買物を行っています。次に利用が多いのは高松旧市内以外の居住者と市域東側のさぬき市居住者ですが、平均出向回数は2か月に1回、買物は3か月に1回に過ぎず、物理的な距離が利用に影響していると分析されています。

年齢別では40代と30代が、自分用自動車保有の有無別では非保有者の方が、比較的多く出向・買物しています。これらの結果から、高松中央商店街の利用者の中心は自分で自由に使える自動車を保有しない近隣住民で、比較的年齢の高い層であると言えます。逆に言えば、自分用の自動車を保有している高松旧市内以外の居住者や、若い年齢層は、郊外で買物を行う傾向にあると分析されています。

高松中央商店街の
属性別出向・買物傾向(年間)

【居住地域別】

地 区	平均 出向回数	平均 買物回数	買物回数 出向回数 の平均
高松旧市内 (n=240)	36.74	24.50	66.69%
高松旧市内以外 (n=950)	6.85	3.86	56.38%
丸亀旧市内 (n=126)	1.89	1.40	73.95%
丸亀旧市内以外 (n=359)	2.33	1.08	46.17%
旧坂出地区 (n= 79)	1.91	1.09	56.95%
旧坂出地区以外 (n=142)	0.97	0.70	72.46%
普通寺旧市内 (n= 95)	2.44	1.20	49.14%
普通寺旧市内以外 (n=103)	1.49	1.30	87.58%
旧観音寺 (n= 62)	0.94	0.58	62.07%
旧観音寺以外 (n=229)	0.93	0.72	78.30%
さぬき市 (n=308)	6.13	4.06	66.21%
東かがわ市 (n=186)	2.30	1.93	84.07%
小豆郡 (n=174)	4.86	3.81	78.37%
木田郡 (n=329)	4.71	3.48	73.92%
香川郡 (n=173)	2.83	1.90	66.94%
綾歌郡 (n=511)	3.04	2.26	74.48%
仲多度郡 (n=277)	1.44	0.89	61.75%
三豊郡 (n=617)	1.28	0.90	70.08%
合 計 (N=4960)	5.10	3.32	65.05%

【年齢別】

地 区	平均 出向回数	平均 買物回数	買物回数 出向回数 の平均
30歳未満 (n= 30)	1.63	1.40	85.71%
30～39才 (n=2324)	4.60	2.69	58.45%
40～49才 (n=2438)	6.02	4.09	68.00%
50～59才 (n= 121)	2.05	1.49	72.58%
60歳以上 (n= 52)	1.25	0.77	61.54%
合 計 (N=4965)	5.18	3.32	64.09%

【性 別】

地 区	平均 出向回数	平均 買物回数	買物回数 出向回数 の平均
男 性 (n= 196)	5.17	3.38	65.38%
女 性 (n=4757)	5.19	3.33	64.05%
合 計 (N=4954)	5.19	3.33	64.10%

【自分用自動車保有の有無】

地 区	平均 出向回数	平均 買物回数	買物回数 出向回数 の平均
保 有 (n=4360)	4.04	2.62	64.84%
非 保 有 (n= 597)	13.50	8.46	62.67%
合 計 (N=4957)	5.18	3.33	64.16%

②市全体の経済・産業等*

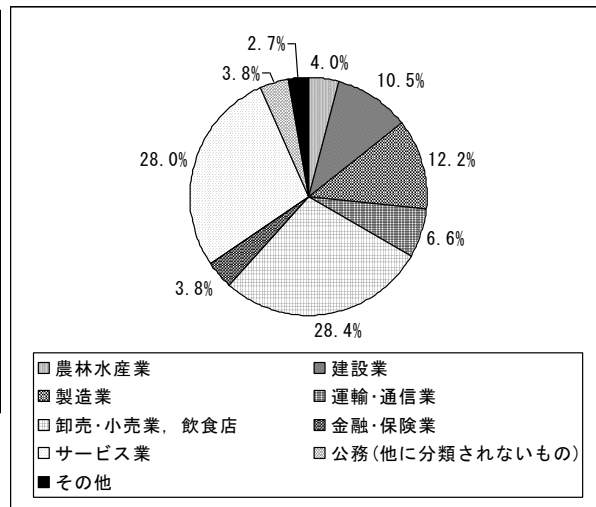
※数値は合併した旧塩江町，旧牟礼町，旧庵治町，旧香川町，旧香南町，旧国分寺町のものを含んで作成。

(7) 産業別就業者数

本市の産業別就業者比率を見ると，平成12年で「卸売・小売業，飲食店（28.4%）」と「サービス業（28.0%）」の占める割合が高く，この二つで全体の過半を占めています。

平成12年産業別就業者の状況

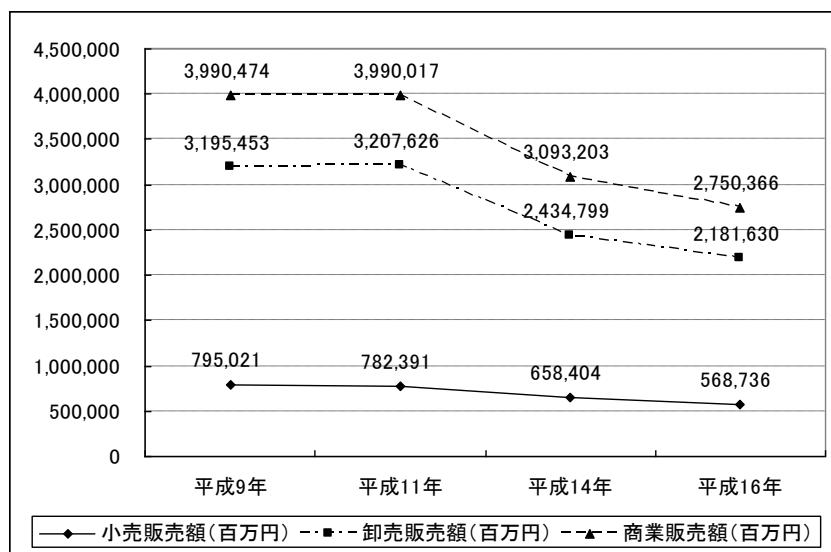
	人数
農林水産業	8,358
鉱業	185
建設業	21,692
製造業	25,341
電気・ガス・熱供給・水道業	1,827
運輸・通信業	13,572
卸売・小売業，飲食店	58,772
金融・保険業	7,827
不動産業	2,363
サービス業	57,896
公務(他に分類されないもの)	7,920
分類不能の産業	1,237
総数	206,990



資料：国勢調査

(4) 商業販売額の推移

本市産業で重要なウエイトを占める卸・小売業の動向を販売額で見ると，平成9年から平成11年にかけては横ばいであったものの，それ以降，大幅に落ち込んでおり，卸売業・小売業共に平成16年は平成9年の約7割の水準となっています。



年間販売額の推移

資料：商業統計

③中心市街地の商業状況

6 ページ, 7 ページに記載のとおり

④同じ商圈をめぐり競合する商業集積や大規模集客施設の状況

高松市における商店街・大型店等の商業集積について見ると、平成 16 年商業統計で年間販売額が概ね 10 億円以上であったものは以下に示す 6 地区であり、中心市街地と商圈が競合する商業集積は 3 地区となっています。

高松市における主要商業集積の状況（上位 6 つまで）

商店街名	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m2)
本町, 内町, 丸の内商店街	21	586	29,028	23,815
丸亀町商店街	82	441	9,087	11,494
常盤町商店街	65	533	19,936	35,968
ゆめタウン	89	947	27,175	40,057
伏石町商店街	63	910	20,873	29,679
屋島西町商店街	54	608	11,790	24,102

※ は中心市街地の商業集積



このうち、中心市街地以外で最も売場面積が大きいものはゆめタウンですが、ゆめタウンは交通至便な立地を活かして広域から集客しており、近年増床を繰り返しています。

■ゆめタウン高松の概要

ゆめタウン高松は、東四国（徳島・香川両県）で最大の売場面積を持つ代表的な商業施設であり、香川県内はもとより徳島県的美馬市等からも集客しています。

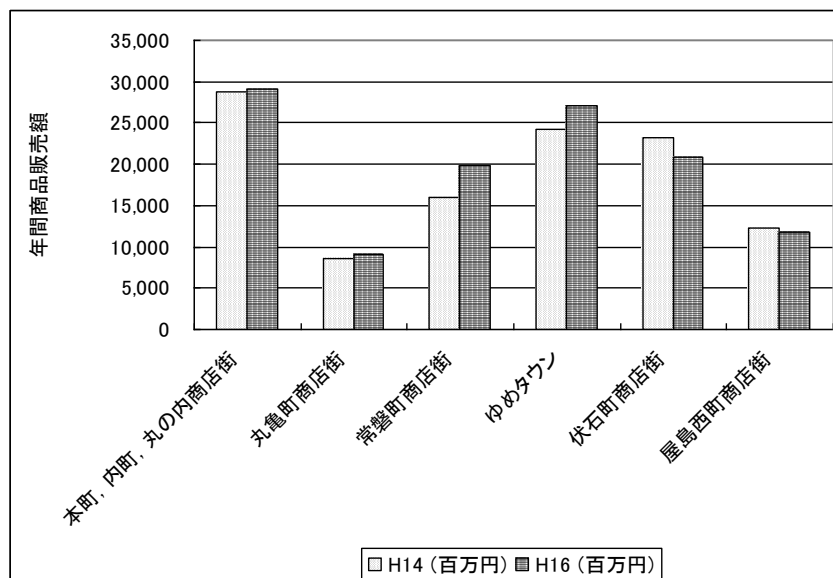
- 店舗数－約 170 店
- 店舗面積－54,590m²
- 延床面積－117,204m²
- 駐車場 - 約 3,700 台
- 営業時間 - 10 時～22 時（毎月 1 日・20 日の“ゆめタウンデー”は 22 時 30 分まで営業）

商業活力の状況を経年変化で見ると、中心市街地内にある三つの商業集積では平均 9%の増加となっていますが、ゆめタウンでは 12%の増加と、中心市街地よりやや多くなっています。また、天満屋ハッピータウンを核店舗に持つ伏石町商店街やダイエー（現時点では閉鎖）を核店舗に持つ屋島西町商店街では年間販売額が減少しています。

高松市の主要商業集積における年間販売額の推移

商店街名	H14 (百万円)	H16 (百万円)	増減
本町, 内町, 丸の内商店街	28,721	29,028	101.1%
丸亀町商店街	8,514	9,087	106.7%
常磐町商店街	16,036	19,936	124.3%
ゆめタウン	24,195	27,175	112.3%
伏石町商店街	23,276	20,873	89.7%
屋島西町商店街	12,360	11,790	95.4%

※ は中心市街地の商業集積



高松市の主要商業集積における年間販売額の推移

2)-4. 中心市街地のその他産業の状況

本市中心市街地の事業所の状況を見ると、平成13年時点で事業所数は市全体の約26%、従業員数約27%を占めています。

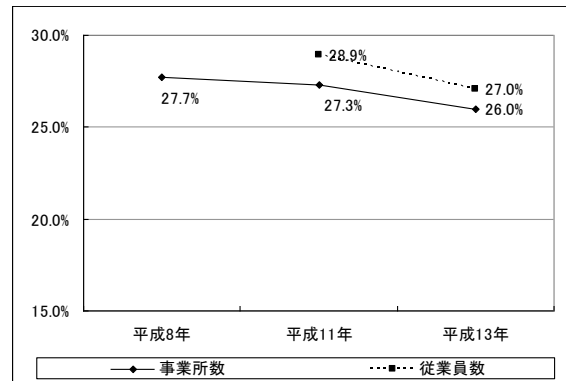
経年変化を見ると、平成13年時点で平成8年と比べ、従業員数は横ばいであるものの事業所数は減少しており、事業所数・従業員数共に市全体に占める割合は約6%低下しています。

中心市街地の事業所の推移

下段：事業所数はH9、従業員数はH11を1とした場合の指数

		平成8年	平成11年	平成13年	平成16年
事業所数	市全体	26,928 (1.00)	24,905 (0.92)	25,378 (0.94)	23,673 (0.88)
	中心市街地	7,466 (1.00)	6,792 (0.91)	6,591 (0.88)	—
	中心市街地の市全体に占める割合	27.7% (1.00)	27.3% (0.98)	26.0% (0.94)	—
従業員数	市全体(人)	246,100 (1.00)	215,888 (0.88)	231,205 (0.94)	194,351 (0.79)
	中心市街地(人)	—	62,422 (1.00)	62,529 (1.00)	—
	中心市街地の市全体に占める割合	—	28.9% (1.00)	27.0% (0.94)	—

※市全体の数値は合併した旧塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、園分寺町のものを含んで作成。



中心市街地の事業所の推移

2)-5. 都市機能

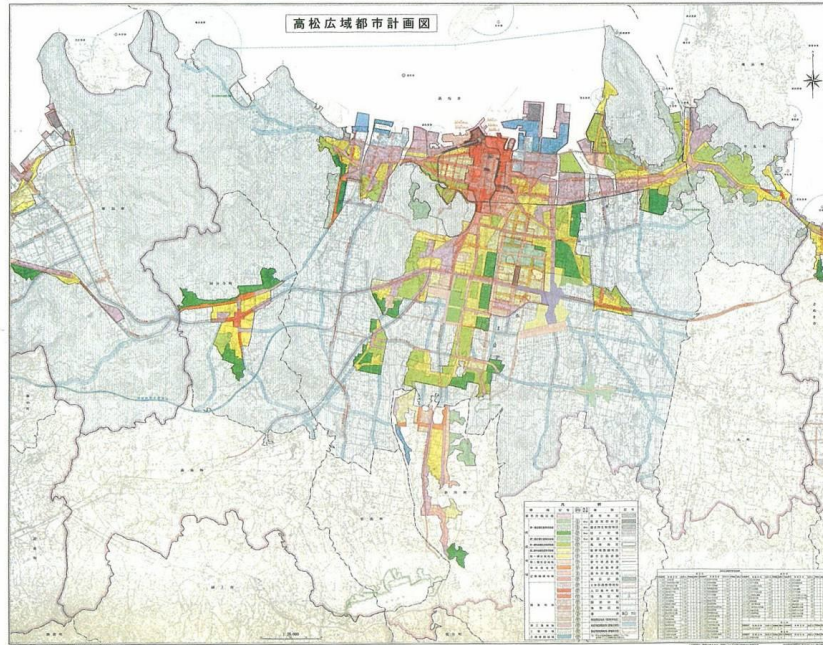
①用途地域

本市では、都市計画法の用途地域に基づく土地利用規制・誘導が行われています。

用途地域のうち、「商業等の業務の利便を図る」商業系用途地域は、市中心部で商業地域等、中心部から周辺部へと延びる国道11号など主要道路沿いで近隣商業地域が指定されています。

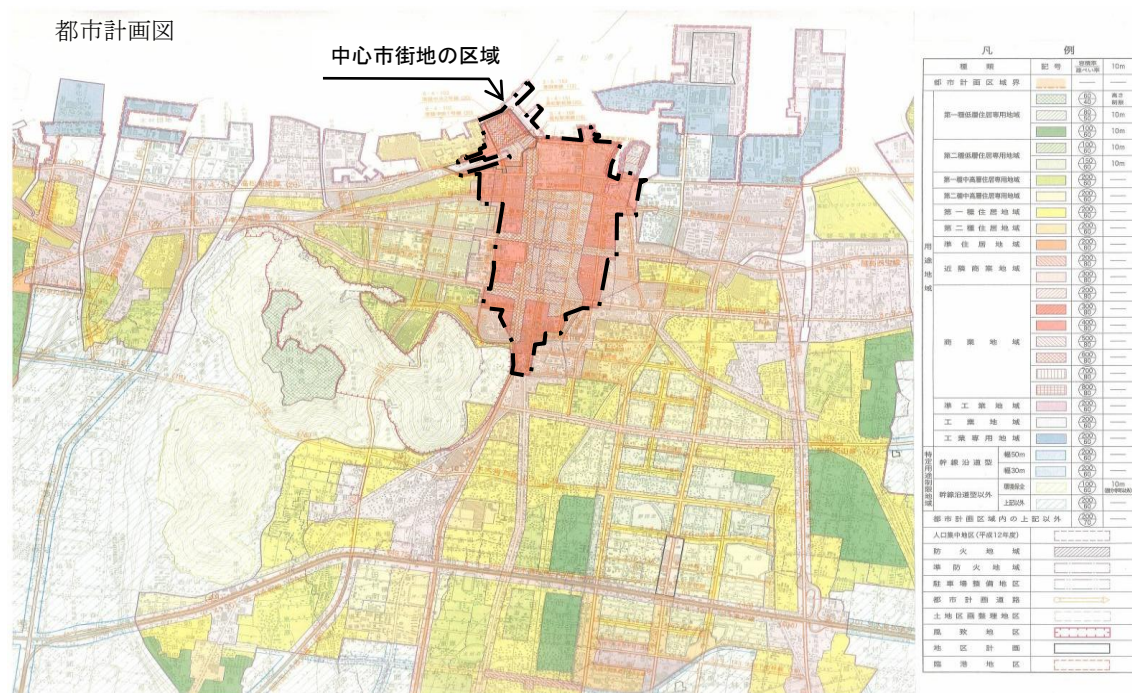
「工業の業務の利便を図る」工業系用途地域は、臨海部や高松自動車道高松中央IC付近、市域周辺部の主要な道路沿いで準工業地域等が指定されています。

「良好な住環境を守る」住居系用途地域は、市中心部の商業系用途地域指定区域外縁部を始め、商業・工業系用途地域を沿道指定している主要な道路に囲まれた区域などで第一種住居地域を始め、指定されています。



土地利用規制の状況

資料：高松広域都市計画図



用途地域の指定状況を中心市街地について見ると、中心市街地のかなり広い区域が面的に「商業等の業務の利便を図る」商業地域に指定されています。

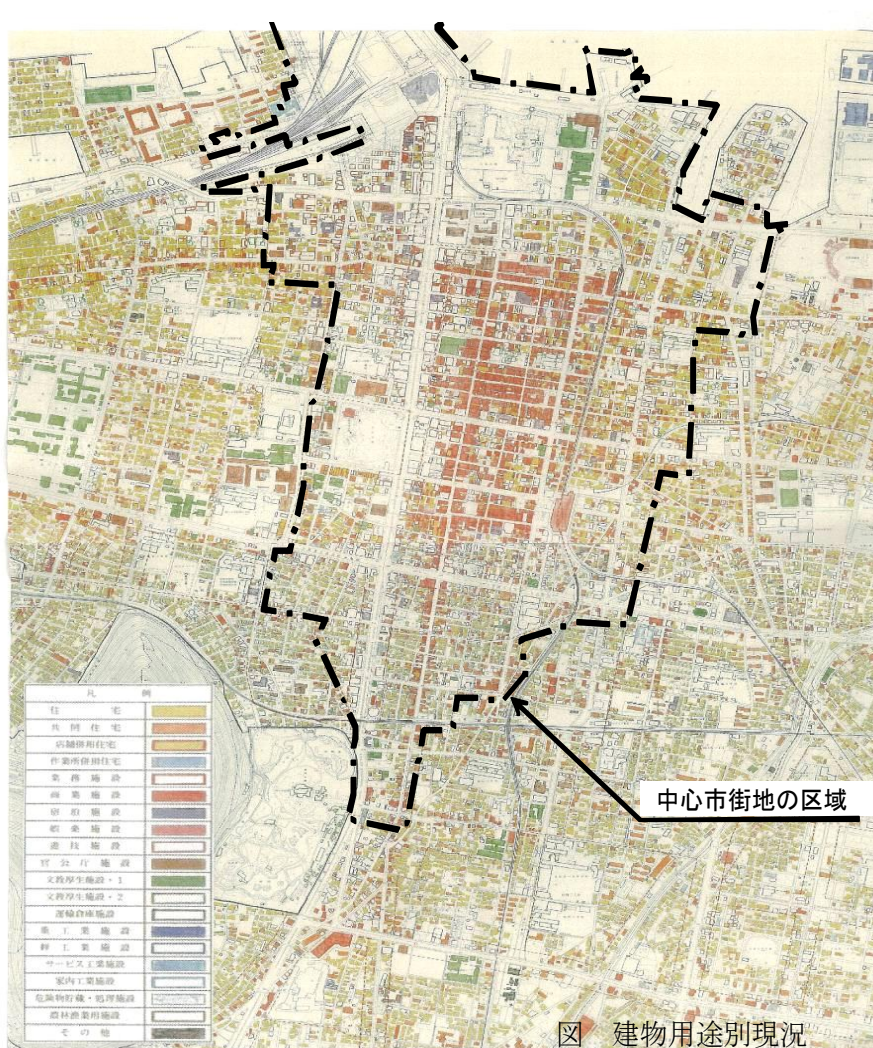
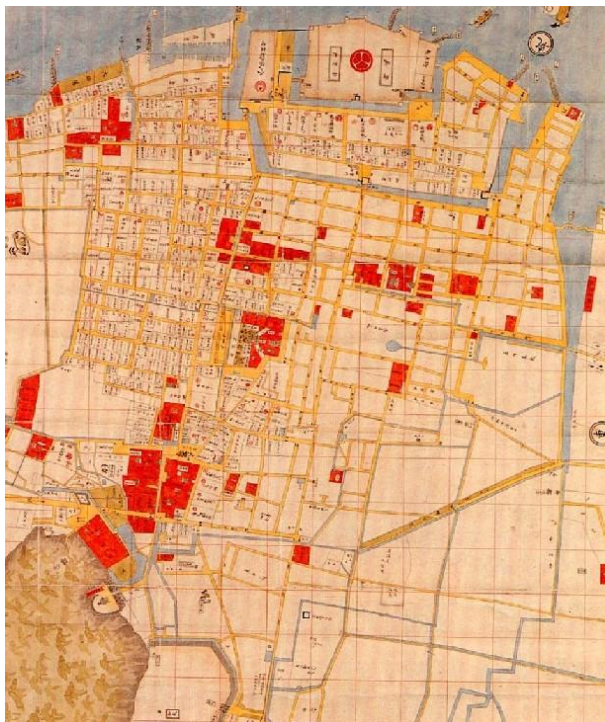
まちなか居住の促進に重要な役割を果たす「良好な住環境を守る」住居系用途地域は、中心市街地の西側で指定されています。

②土地建物利用状況

中心市街地のまちなかのかたちを古地図と照らし合わせて見ると、高松城の門前の通りに現在の中央商店街が位置しており、昔から、多くの人でにぎわう重要な通りであったことが伺われます。

また、現在の土地利用状況を建物用途別現況図で見ると、中央商店街を中心とする商店街区域に商業施設が集積しているほか、中央通り（国道30号）沿いに業務施設が集積しています。

また、住宅はその後背部に立地していることが分かります。



③都市福利施設等の集積

11 ページ, 12 ページに記載のとおり

④道路交通状況

(7) 広域的な道路網

本市の広域的な道路網を見ると, 市中心部の南側に高松中央 IC と高松檀紙 IC・高松西 IC※を持つ高松東道路(自動車専用道路)が東西に通っており, 東は徳島県方面, 西は愛媛県方面, 坂出 JCT を経由して岡山県方面と本市を結んでいます。

※ 高松檀紙 IC は神戸・徳島方面専用, 高松西 IC は松山・岡山方面専用

市の中心部は, 本市北側の沿岸部に位置しており, 市域東部やさぬき市とは国道 11 号, 市域南部は国道 11 号及び 193 号, 市域西部や坂出市とは国道 11 号や高松坂出有料道路, 及び国道 32 号で結ばれています。



高松市の広域交通網

資料: 香川県管内図

(4) 中心市街地の道路網

本市の中心市街地の道路網は, 以下の主要な道路で形成されています。

(南北方向)

…県庁前通り(県道高松停車場栗林公園線), 中央通り(国道 11・30 号), フェリー
一通り(市道魚屋町栗林線・瓦町 112 号線), 県道高松港栗林公園線

(東西方向)

…水城通り(国道 30 号), 瀬戸大橋通り(市道高松海岸線等), 国道 11 号・市道五
番町西宝線, 観光通り(県道中徳山谷高松線・県道高松善通寺線)

(ウ) 中心市街地の駐車場

本市では、中央駐車場を始め、南部、瓦町駅地下、サンポート等 2,255 台の駐車場を整備しており、商店街振興組合が整備した 8 箇所、1,092 台の駐車場に助成するとともに、平成 6 年から平成 13 年までの間、民間の駐車場整備に対し、5 年間固定資産税相当額を助成してきました。

このようなことから、本市の中心市街地には、時間貸し駐車場のみで 80 か所、7,000 台以上の収容台数があります。(うち、収容台数 300 台以上の比較的規模の大きな駐車場は 7 か所)

※収用台数 20 台以上の時間貸し駐車場が整理対象



80 か所: 7,346 台

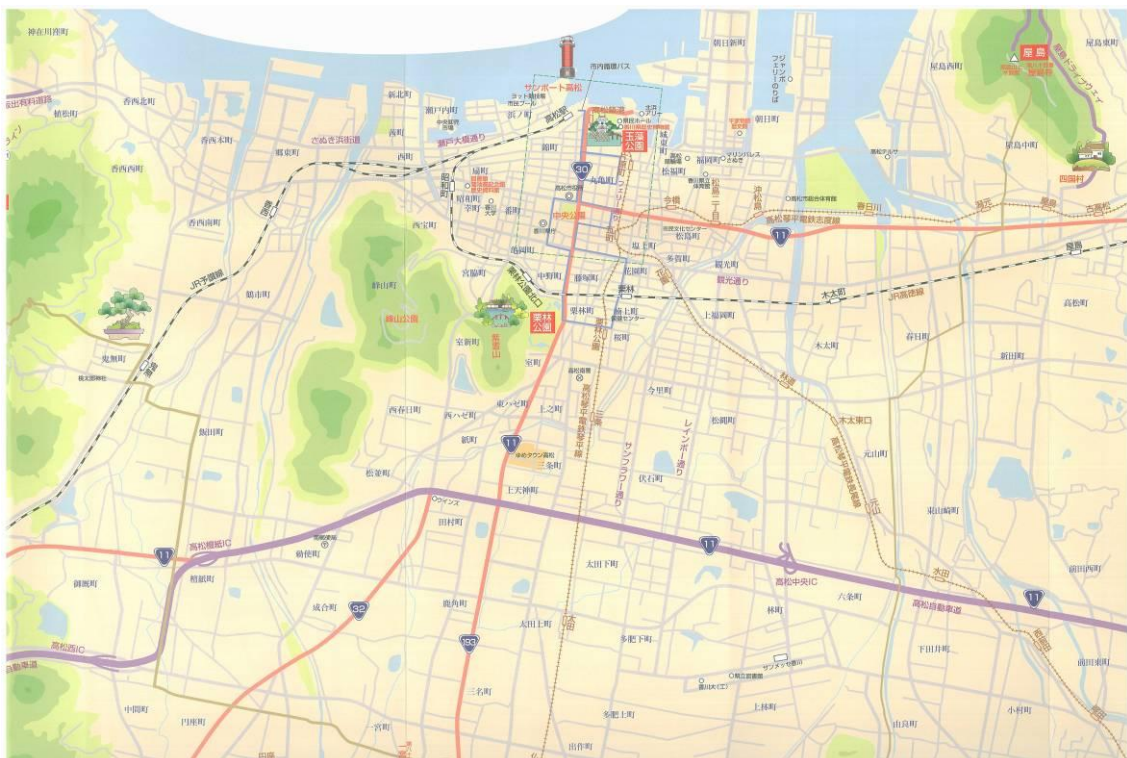
駐車場位置図

⑤公共交通状況

(7) 鉄道

本市の広域的な鉄道網を見ると、市中心部に高松駅を持つ JR が東西に通っており、東は JR 高徳線が徳島県方面、西は JR 予讃線が愛媛県方面、坂出駅を經由して JR 瀬戸大橋線が岡山県方面と本市を結んでいます。

市域とその周辺部では、JR 高松駅に近接する位置にある琴電高松築港駅を起点として高松琴平電鉄が通っており、市中心部にある瓦町駅を經由して東は志度線が市域東部やさぬき市方面、長尾線が市域南部やさぬき市方面、南及び西は琴平線が市城南西部や綾川町・琴平町方面とを結んでいます。



高松市の鉄道網

資料:高松遊歩人(パンフレット)

本市中心市街地の鉄道について見ると、市域外と本市を結ぶ JR と市周辺部と本市を結ぶ高松琴平電鉄が運行されており、JR 高松駅、高松琴平電鉄高松築港駅・片原町駅・瓦町駅の 4 駅あります。

その乗降客数の推移を見ると、年々減少しており、平成 9 年度と比べ平成 17 年度現在、定期利用・定期外利用共に、約 20%強の減少となっています。

一日当たり鉄道乗降客数の推移

上段:人、下段:H9を1とした場合の指数

		平成9年度	平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成17年度
全体	JR高松駅	32,682 (1.00)	28,682 (0.88)	27,292 (0.84)	26,278 (0.80)	25,730 (0.79)
	琴電高松築港駅	13,317 (1.00)	10,949 (0.82)	10,537 (0.79)	10,414 (0.78)	9,483 (0.71)
	片原町駅	7,472 (1.00)	6,974 (0.93)	6,327 (0.85)	5,919 (0.79)	5,305 (0.71)
	瓦町駅	15,905 (1.00)	14,421 (0.91)	12,782 (0.80)	12,460 (0.78)	12,840 (0.81)
	合計	69,379 (1.00)	61,029 (0.88)	56,940 (0.82)	55,073 (0.79)	53,360 (0.77)
定期	JR高松駅	16,088 (1.00)	14,404 (0.90)	13,730 (0.85)	13,136 (0.82)	13,032 (0.81)
	琴電高松築港駅	7,988 (1.00)	6,696 (0.84)	6,198 (0.78)	6,346 (0.79)	6,291 (0.79)
	片原町駅	3,652 (1.00)	3,436 (0.94)	3,220 (0.88)	3,008 (0.82)	2,792 (0.76)
	瓦町駅	8,004 (1.00)	7,494 (0.94)	6,492 (0.81)	6,484 (0.81)	6,013 (0.75)
	合計	35,735 (1.00)	32,033 (0.90)	29,643 (0.83)	28,976 (0.81)	28,130 (0.79)
定期外	JR高松駅	16,594 (1.00)	14,278 (0.86)	13,562 (0.82)	13,142 (0.79)	12,698 (0.77)
	琴電高松築港駅	5,329 (1.00)	4,253 (0.80)	4,339 (0.81)	4,068 (0.76)	3,192 (0.60)
	片原町駅	3,820 (1.00)	3,538 (0.93)	3,107 (0.81)	2,911 (0.76)	2,514 (0.66)
	瓦町駅	7,901 (1.00)	6,927 (0.88)	6,290 (0.80)	5,976 (0.76)	6,827 (0.86)
	合計	33,647 (1.00)	28,999 (0.86)	27,300 (0.81)	26,099 (0.78)	25,232 (0.75)

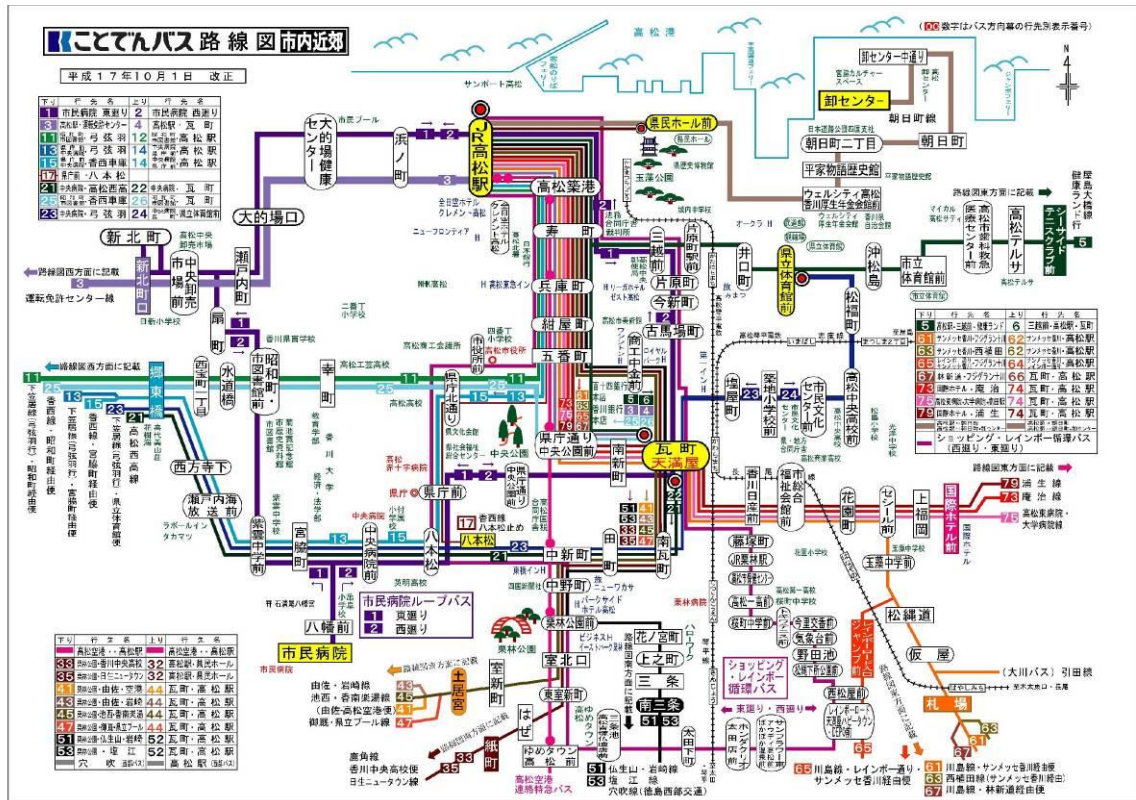
資料：JR、琴平電鉄資料

(イ) バス

本市のバスルートを見ると、市中心部と周辺部を結ぶ放射状にバスルートが設定されています。JR 高松駅が多くのバスルートの起終点となっており、市中心部では中央通りや観光通りが主なルートとなっています。

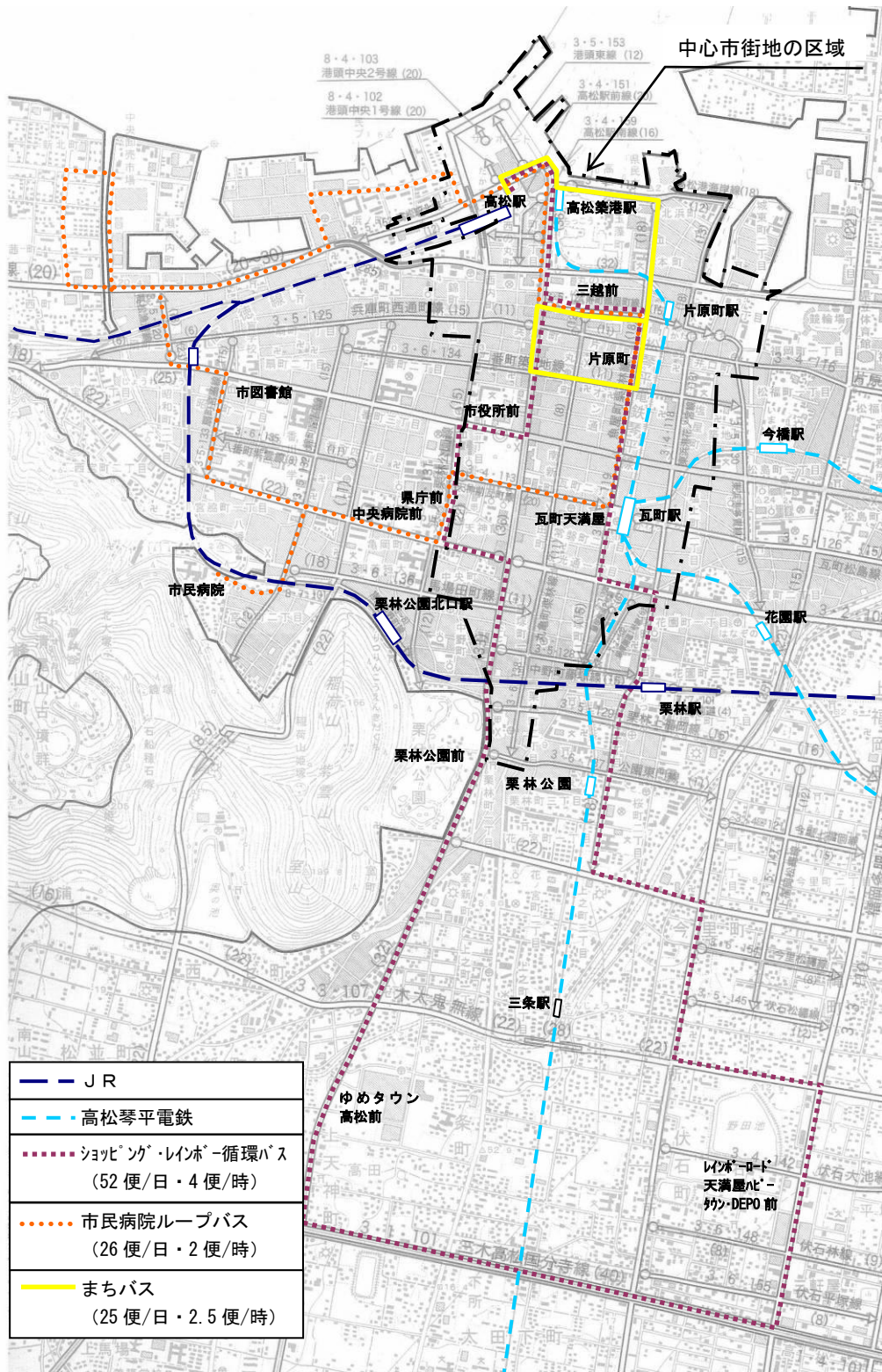
本市中心市街地のバスについて見ると、中心市街地とその周辺部を結ぶ循環バスが運行されており、中心市街地とその南側市街地を結ぶ「ショッピング・レインボー循環バス」が52本/日、中心市街地とその西側市街地を結ぶ「市民病院ループバス」が26本/日運行されています。

また、中心市街地内の循環バスも運行されており、サンポートと三越・丸亀町商店街を25本/日結んでいます。



高松市のバスルート

資料:ことでんバス路線図



中心市街地とその周辺の鉄道駅の位置・バスルート

資料：「高松市資料」より作成

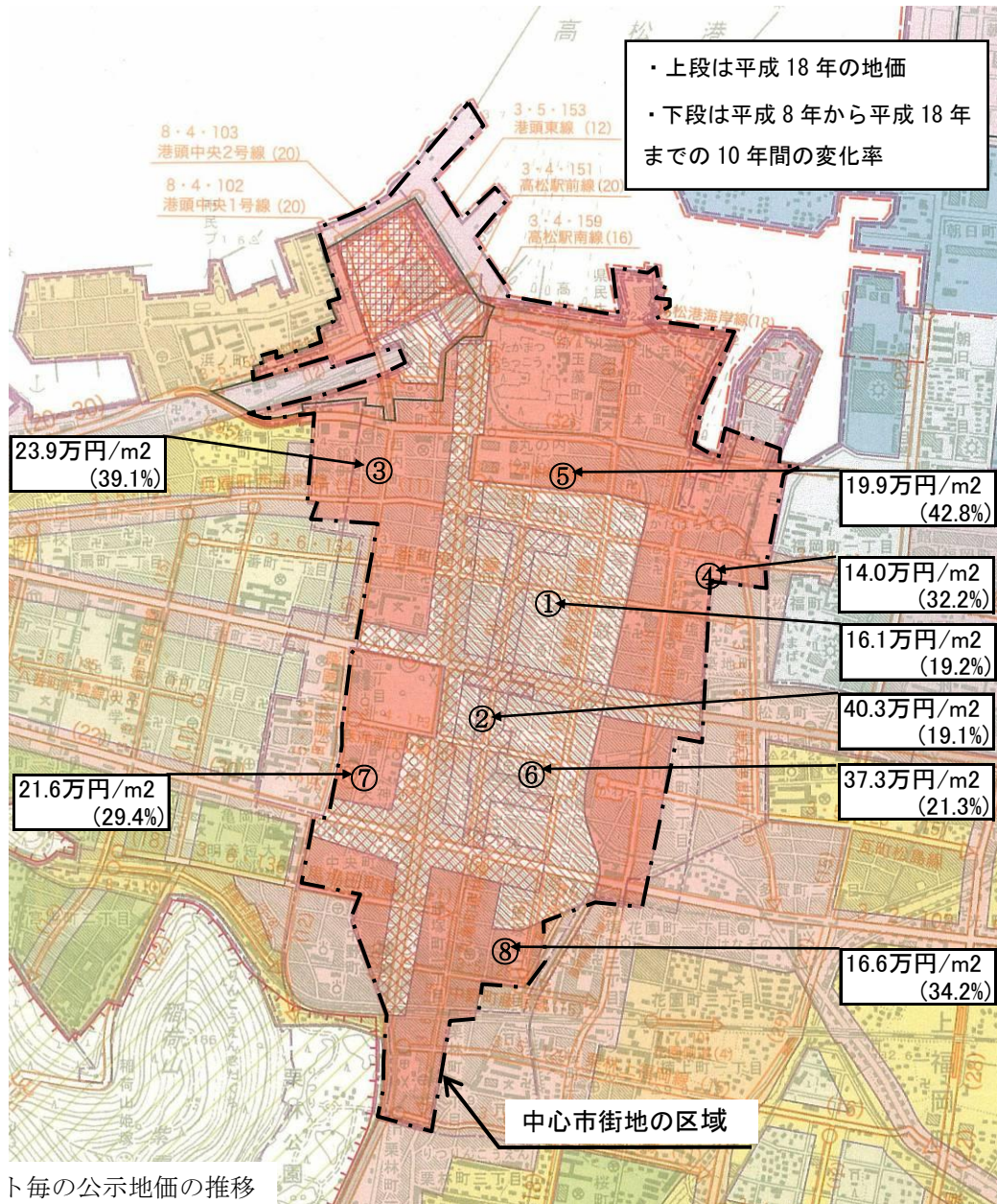
⑥歩行環境

8 ページ～10 ページに記載のとおり

⑦地価の状況

本市中心市街地の地価を公示地価で見ると、下図及び下表のとおりであり、立地によって約40万円/m²～14万円/m²となっています。

経年変化で見ると、この10年間一貫して下がり続けており、平成18年地価は場所により平成8年地価の4割から2割程度と大幅に下落しています。



ポイント毎の公示地価の推移

位置	公示地価調査ポイント	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	H8-H18変化率
	古新町3-1	3,400,000	2,550,000	2,080,000	1,680,000	1,450,000	1,260,000	1,070,000	890,000	730,000	605,000		
	高松5-1 磨屋町2番6外											540,000	
①	高松5-6 御坊町10番16	840,000	665,000	550,000	456,000	385,000	340,000	295,000	256,000	216,000	179,000	161,000	19.2%
②	高松5-7 南新町4番3	2,110,000	1,650,000	1,320,000	1,060,000	905,000	795,000	705,000	600,000	512,000	450,000	403,000	19.1%
③	高松5-8 錦町1-7-7	611,000	556,000	524,000	503,000	453,000	410,000	373,000	336,000	301,000	260,000	239,000	39.1%
④	高松5-10 井口町8番3	435,000	370,000	328,000	285,000	253,000	229,000	209,000	186,000	169,000	154,000	140,000	32.2%
⑤	高松5-18 丸の内7-20	465,000	415,000	388,000	362,000	344,000	324,000	304,000	280,000	253,000	217,000	199,000	42.8%
⑥	高松5-19 瓦町2-12-2	1,750,000	1,360,000	1,140,000	975,000	837,000	713,000	619,000	550,000	487,000	421,000	373,000	21.3%
	高松5-4 西の丸10-15											313,000	
⑦	高松5-15 天神前7-24	735,000	610,000	534,000	475,000	417,000	379,000	337,000	305,000	269,000	239,000	216,000	29.4%
⑧	高松5-16 藤塚町2-4-8	485,000	425,000	391,000	347,000	319,000	284,000	258,000	231,000	204,000	181,000	166,000	34.2%

⑧住宅建設の動向

13 ページに記載のとおり

3) 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

15 ページ～26 ページに記載のとおり

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整等について

中心市街地の活性化に当たっては、中心市街地活性化協議会からの意見聴取のみならず、様々な主体の参加・協力が必要なことから、地域形成フォーラムの開催や、パブリックコメントの実施を通じて、広く意見を取り入れています。

また、活性化に向けた各事業においても、様々な主体の参加による取組が行われています。

まず、中心市街地の牽引事業として位置付けている高松丸亀町商店街のタウンマネジメントでは、商店街自身が実施主体であり、楽しく豊かな時間を過ごせるショッピングストリート形成に向けて、公民協働により、市民ニーズに応えるまちづくりを推進しています。

また、琴電瓦町駅周辺の店主や地権者、琴電(株)常務、(株)高松天満屋副店長や市担当者等が構成する、瓦町周辺まちづくり協議会では、中央商店街の南部地域の活性化方を検討する勉強会を開催しており、特に、高松商工会議所が行う、低未利用地有効活用調査事業を推進する上で、中心的役割を果たしています。

また、ICカード活用による商業等活性化事業では、琴電(株)と中央商店街が連携し、公共交通の利用促進及び商店街活性化の実現に向けて取組んでおります。

また、「まちかど漫遊帖」事業では、高松松平藩で築かれた歴史・文化など、様々な地域資源を活かした、住民主体の産業・観光のまちづくりを目指し、高松松平藩歴史・文化探訪推進協議会を設立して、公募した市民自らが、再発見・発掘した地域資源を、「まちあるき」によって紹介しています。企画した市民自らが市民ツアープロデューサーとなり、関連する施設・団体等がお互いの価値を認識する中で、一体となって宣伝広報やイベントの実施、埋もれた歴史文化の発掘など様々な取組を行っており、住民主体の中心市街地の再発見・活性化を目指しています。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能集積のための方針

1) 高松市新総合計画（仮称）（策定中）〔再掲〕

現在、本市では、平成20年度からスタートする総合計画を策定中です。新総合計画は、次の点を重視して策定する予定です。

① 拡大基調からの転換

人口減少社会や地球環境問題、資源の有限性、厳しい財政状況などを踏まえ、これまでの拡大基調から転換し、自然との共生を図りつつ、より成熟した都市機能を発揮しながら、コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すものとする。

②ソフトの重視、③州都機能の確保と交流人口の拡大、④地域コミュニティを軸としたまちづくり、⑤地域の未来と活力を支える人づくり

2) 高松市都市計画マスタープラン（策定中）〔再掲〕

現在、本市では平成21年度からの都市計画マスタープランを策定中であり、「都市づくりの基本的視点」の一つとして「コンパクトで持続可能なまちづくり」という方針のもとに、施策を検討しています。

新たなマスタープランでは、「土地利用の方針」の一つとして、「郊外部における都市機能の適正立地」を挙げ、郊外部に広く指定される住居系・工業系の用途地域や用途白地地域にあっては大規模集客施設の新たな立地の抑制に努め、多様な用途・規模の建築物を許容する準工業地域にあっては特別用途地区制度等を活用することにより大規模集客施設の立地制限を図るなど、都市機能面での集約型都市構造への転換を推進する旨、記載する予定としています。

(2) 郊外での開発を抑制し、中心市街地に都市機能を集積するための方針

1) 準工業地域における大規模集客施設の立地コントロール

中心市街地活性化を図る一方で、郊外部への大型集客施設の無秩序な立地を放置すると、本計画で掲げる中心市街地活性化のための各種取組による効果が薄れることが想定されます。

このため、それを防ぐ観点から、現在立地可能な準工業地域における特別用途地区等を活用した大規模集客施設の立地制限に向けて、今後必要な手続を進めることとしています。

[2] 都市計画手法の活用

準工業地域における特別用途地区等を活用した大規模集客施設の立地制限については、現在、策定中の「高松市都市計画マスタープラン」の案として、平成19年3月までにパブリック・コメントの手続を終え、同年11月に決定・施行する方針です。

《特別用途地区の都市計画決定に関する今後のスケジュール》

平成19年 8月 市都市計画審議会

9月 条例制定

11月 都市計画決定及び条例施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 都市機能の適正立地の考え方

中心市街地活性化に向けて、「中心市街地活性化の目標」で掲げた各エリアに、それぞれ必要とする都市機能の立地促進を図ります。

なかでも、以下の2点を重視して、都市機能の立地促進を図ります。

○行政業務サービスエリアへの業務等機能の立地

近年事業が完了した「サンポート高松」や中央通り周辺に対して、特に重点的に、業務等機能の立地促進を図ります。

○まちなにぎわいエリア、まちな楽しみエリアへの集客機能等の立地

現在民間による再開発が事業中である丸亀町付近において、再開発事業の支援も兼ねて、特に重点的に商業・サービス機能の立地促進を図ります。

また、瓦町駅周辺の常磐町商店街等では、集客施設（しごとプラザ高松[※]）が開設されますが、近年、にぎわい感の低下が著しいため、商店街に面する大規模店舗跡地において、新たなにぎわいを生み出す集客施設の立地促進に向けた地元の取組を積極的に支援します。

※香川労働局が管理するハローワーク高松の出先機関で、主に35歳未満の未就職者を対象に就職支援を行っている。同施設には、県学生職業情報センターなど県の施設も移転する予定。

(2) 高松市における庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画の状況

本市の中心市街地における庁舎などの行政機関、学校・文化施設・病院等の都市福利施設には、11ページに記載のような施設があります。

また、サンポート高松内に国の合同庁舎の第二期建設が計画されており、更なる機能集積が図られる予定です。

(3) 高松市における大規模小売店舗の立地状況及び設置計画の状況

高松市域における大規模小売店舗の立地状況の概要は、以下のとおりです。

また、平成19年1月4日現在、把握している大規模小売店舗の設置計画には、平成19年4月26日にオープンした「イオン高松ショッピングセンター」があります。

大規模小売店舗一覧 (1,000㎡以上)

平成19年5月1日現在

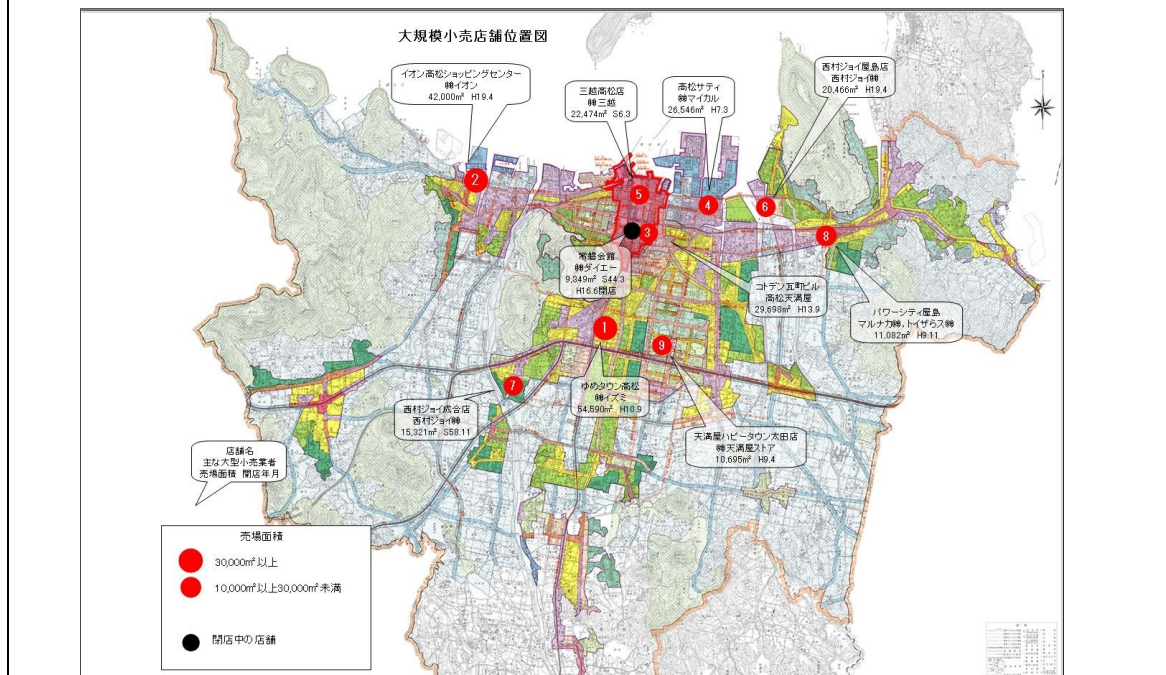
番号	店舗名	店舗所在地	店舗面積 (㎡)	主な大型小売業者	業態	開店日	備考
1	ゆめタウン高松	上天神町字高田314-1外	54,590	(株)イズミ	複合型(ス)	H10.09	H18.9.21増床
2	イオン高松ショッピングセンター	香西本町1番1外53筆	42,000	イオン(株)	複合型(ス)	H19.04	H19.4.26オープン
3	コトデン瓦町ビル	常磐町1丁目3-1外	29,698	(株)高松天満屋、(株)宮脇書店外	百貨店	H13.09	
4	東高松ショッピングセンター(高松サティ)	福岡町3丁目379-2外	26,546	(株)マイカル	スーパー	H07.03	
5	三越高松支店	内町7-1	22,474	(株)三越	百貨店	S06.03	
6	西村ジョイ屋島店	屋島西町2109-20	20,466	西村ジョイ(株)	H C専門店	H19.04	H19.4.19小売業者変更
7	西村ジョイ成合店	成合町812-1	15,321	西村ジョイ(株)	H C専門店	S58.11	
8	パワーシティ屋島	屋島西町百石1906-1外	11,082	(株)マルナカ、日本トイザラス(株)	複合型(ス)	H09.11	
9	天満屋ハピータウン太田店	伏石町220	10,695	(株)天満屋ストア	スーパー	H09.04	
●	常磐会館	常磐町1丁目4-1	9,349	(株)ダイエー	複合型(専)	S44.03	H16.6.30オーバ閉店

※グレー網掛は立地法に基づく届出がなされていないが、実際の店舗は閉店しているもの。

参考：大規模小売店の状況

平成19年5月1日現在

	10,000㎡以上	5,000～9,999㎡	3,000～4,999㎡	1,500～2,999㎡	1,000～1,499㎡	計
店舗数(店)	9	12	17	37	18	93
店舗面積計	232,872	83,603	64,871	77,575	22,518	481,439



[4] 都市機能の集積のための事業等

『香川県及び四国のリーディング・シティとしての役割と責任を果たせるよう、州都機能の確保を視野に入れた都市づくりを進める*』ため、中心市街地への都市機能の集積に向けては、前述の4.～8.に掲げた事業を行うものです。

※高松市新総合計画（仮称）（策定中）より

■ 都市機能の集積のための事業等

4.市街地の整備改善のための事業

- A: 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業
- B: 兵庫町街区小規模連鎖型再開発事業
- C: 高松丸亀町商店街B街区小規模連鎖型再開発事業
- D: 高松丸亀町商店街C街区小規模連鎖型再開発事業
- E: 高松丸亀町商店街D街区小規模連鎖型再開発事業
- F: 高松駅南線街路事業
- G: 高松海岸線街路事業
- H: 玉藻公園整備事業
- I: 水循環創造事業(水循環再生型) 再生水利用下水道事業
- J: 低未利用地有効活用調査事業
- K: バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
- L: 高松市総合設計制度運用基準
- M: 歩行者空間整備事業

5.都市福祉施設を整備する事業

- A: 地域子育て支援センター
- B: 乳幼児健康支援一時預かり事業
- C: つどいの広場事業
- D: ファミリー・サポート・センター事業
- E: 香川県文化会館展覧会等事業
- F: 高松市生涯学習センター運営事業
- G: 高松市美術館教育普及事業
- H: 高松市美術館展覧会事業
- I: 高松市美術館催し物事業
- J: サンポートホール高松自主事業
- K: 香川県民ホール文化事業
- L: 市民文化祭アーツフェスタたかまつ
- M: 新春子どもフェスティバル
- N: 高松松平藩歴史・文化探訪事業
- O: 交通ICカードを活用したIT支援型多世代交流まちづくり事業

6.居住環境の向上のための事業

- A: 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業〔再掲〕
- B: 兵庫町街区小規模連鎖型再開発事業〔再掲〕
- D: 高松丸亀町商店街C街区小規模連鎖型再開発事業〔再掲〕
- E: 高松丸亀町商店街D街区小規模連鎖型再開発事業〔再掲〕

7.商業の活性化のための事業および措置

- A: 大規模小売店舗立地法の特例措置
- B: 高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業関連共同施設補助事業
- C: 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業関連共同施設補助事業
- D: 兵庫町街区小規模連鎖型再開発事業関連共同施設補助事業
- E: 高松丸亀町商店街B街区小規模連鎖型再開発事業関連共同施設補助事業
- F: 高松丸亀町商店街C街区小規模連鎖型再開発事業関連共同施設補助事業
- G: 高松丸亀町商店街D街区小規模連鎖型再開発事業関連共同施設補助事業
- H: 高松丸亀町商店街街路整備事業
- I: 高松丸亀町ファサード整備事業
- J: ICカード活用による商業等活性化事業
- K: 低未利用地有効活用調査事業〔再掲〕
- L: 4町バティオ広場整備事業
- M: 高松中央商店街活性化事業
- N: 商店街活性化促進事業
- O: 商店街共同施設整備事業
- P: まちなこ倶楽部
- Q: 高松丸亀町商店街アーケード整備事業
- R: 交通ICカードを活用したIT支援型多世代交流まちづくり事業〔再掲〕
- S: 地域コミュニティ創出による商店街活性化事業

8.4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- A: ICカード活用による商業等活性化事業〔再掲〕
- B: レンタサイクル事業
- C: まちなこ運行事業
- D: 自転車等駐車場施設管理運営事業
- E: 有料自転車等駐車場管理事業
- F: シンボルタワーオフィス支援事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

1) 商業・サービスの高度化に向けた試みについて

①これまでの高松丸亀町商店街振興組合の取組

高松丸亀町商店街では、瀬戸大橋開通の年の昭和63年（1988）年に、高松城築城400年に合わせて「開町400年祭」として108日間に及ぶロングイベントを開催し、多くの人々で街は活気にあふれました。その400年祭を目前とした昭和58年、休日3万人を超える通行量が見られるにぎわいの中で、「100年後を目指したまちづくり」が必要との理事長の意を受けて、青年会を中心に大学教授なども含めて研究を行いました。

その結果、①物販に特化しすぎた丸亀町は今後100年間にわたって市民の理解は得られない。②市民広場・公園，イベントホール，駐輪場，駐車場，休憩施設，トイレ，レストラン等飲食機能，生鮮市場，居住施設などの物販以外の機能強化が必要。③ものを買うだけのまちから，時間消費型のまちにつくり変えることの3点が答申として出されました。

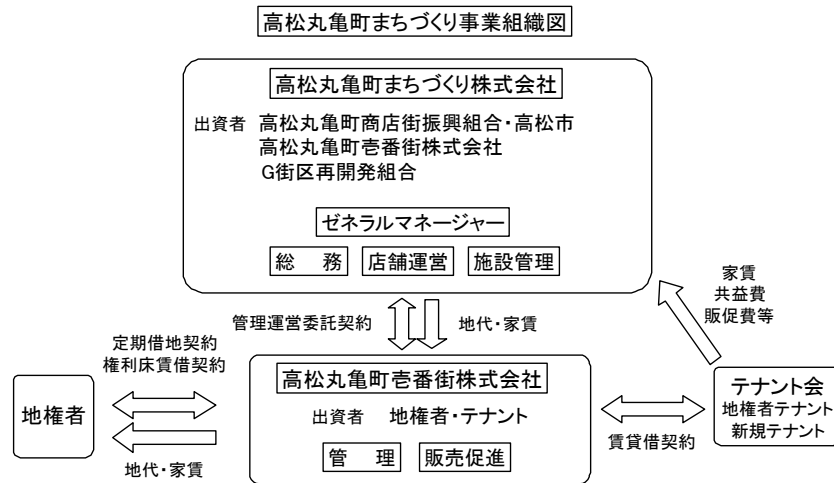
これを踏まえて，丸亀町商店街では，イベント事業，イベントホール「丸亀町レッツ」及びカルチャー館の整備，駐車場事業，カード事業，まちバス運行など「100年後を目指したまちづくり」が進められております。その中でも駐車場事業は，昭和59年の町営北駐車場・南駐車場の整備を皮切りに，平成5年の第3駐車場，平成14年には第4駐車場を整備し，今回の高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業により整備された高松丸亀町壱番街駐車をあわせると，989台の駐車が整備されております。これらの駐車場事業による運営利益は，商店街の活性化に向けた機能強化のための事業資金となっております。

②高松丸亀町商店街 A 街区市街地再開発事業

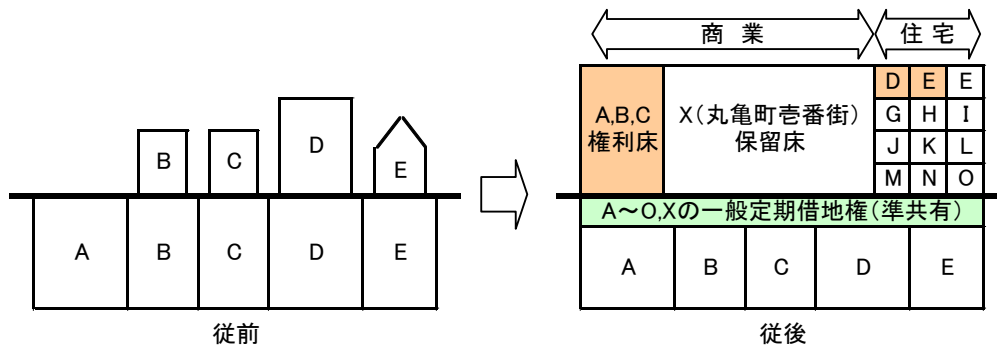
テナントミックスやデザインコードを実践する，高松丸亀町商店街のタウンマネジメントによるまちづくりの第一段として，平成18年12月に，高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業による高松丸亀町壱番街がオープンしました。

高松丸亀町壱番街は，高松丸亀町商店街振興組合，地権者テナント，新規テナントが出資して設立した高松丸亀町壱番街株式会社が，保留床を取得し，地権者の権利床も借り受け，一体的に管理しますが，運営等は，第三セクターである高松丸亀町まちづくり株式会社が行うもので，商店街全体をひとつのショッピングセンターと見立て，業種の偏りを是正，商店街全体のテナントミックス（業種混合支援）を

行うなど、丸亀町全体のタウンマネジメントを行っていきます。



権利変換全体の仕組み



この再開発事業の大きな特徴は、土地の所有はそのままの定期借地とすることにより、床価格に土地費が反映されないスキームとして事業コストを削減しているほか、保留床を取得し、地権者の権利床も借り受け、建物を一体的に管理するという、土地の所有と建物の使用を分離しております。また、地権者に支払われる地代・家賃は、テナントの売上と連動する、オーナー変動地代家賃制としており、あらかじめ定めている比率に応じて、ビル全体の収益から配分され、テナントが抜けて収益が減少すれば、その配分も減少することとなり、地権者も、テナントと協力して売上増に取り組む仕組みとしております。

この高松丸亀町壱番街のオープンにより、12月末の休日の調査では、対前年比で約140%の歩行者通行量が見られるなど、にぎわいが創出されており、また、周辺の商店街においても、空き店舗数が減少するなど、その波及効果も見受けられます。

この事業でのノウハウを基に、今後、丸亀町商店街G街区市街地再開発事業を始め、B・C・D街区、兵庫町街区において小規模連鎖型で再開発を進め、タウンマネジメントの推進により、魅力と活力あふれる商店街づくりを目指します。

③まちネコ倶楽部

平成16年7月7日から、中心市街地及びその周辺地域の消費者を中央商店街に呼び込むために、片原町・兵庫町・ライオン通の各商店街の53店舗の加盟店が協力し、ポイントシール事業『まちネコ倶楽部』ポイントシールMikeの千両箱」を実施しています。平成17年3月には、「まちネコ倶楽部トークサロン」、「まち歩きキャンペーン」などの拡大イベントを実施し、利用者、加盟店及び引換景品などの拡大を図り、現在は、8商店街の106店舗が加盟しています。

平成18年12月末までの利用実績

銀行引換	共通駐車券	共通乗物券	図書カード	音楽CD券	プール回数券	レオ入場券	美術館
3,049	227	93	549	219	38	77	18

事業スタート時には市補助金を支出していましたが、現在では自主的に実施されており、今後も、加盟店舗の増加やサービス向上に努め、来客数の増加を目指します。(まちネコ倶楽部)

④IruCaカード

公共交通機関と商業者の連携による買物利便の向上を目指し、ことでんの電車・バスで利用可能なプリペイドカード「IruCa」を用いて、中央商店街内の店舗や百貨店、自動販売機、駐車場等で決済が可能とする電子マネー実証実験に取り組んでいます。

プリペイドカード「IruCa」は、平成18年12月31日現在で、87,213枚発行されており、電子マネー実証実験では、平成18年11月1日の開始から2か月間で、約28,500件の利用がなされるなど、着実に利用が定着しています。今後、中央商店街における決済可能店舗を拡大し、公共交通機関利用者や買物客の増加を目指していきます。

(ICカード活用による商業等活性化事業)



IruCa カード

2) 回遊性の向上に向けた取組について

① トキワ街ミュージックストリート

トキワ街を若者の文化発信の場としてにぎわいを創造することを目的に、ストリートミュージシャンを中心とした音楽イベントを、旧 OPA 前を会場として、平成 18 年 7 月 23 日から、毎月第 2・第 4 日曜日に開催しています。これに合わせて、この音楽イベントを発信するため、商店街ホームページをリニューアルし、音楽のダウンロードや商店街のマップ、各商店の紹介、商品の販売、空き店舗等の情報も掲載し、音楽イベントを広く発信するとともに、商店街の PR も行い、活性化を図っています。

継続的、連鎖的なイベントの実施は、来街者の増加や回遊性を高めるものであり、今後も、こうした商店街が行う活性化のためのイベント事業を支援していきます。
(商店街活性化促進補助事業)

② IruCa カード〔再掲〕

公共交通機関と商業者の連携による買物利便の向上を目指し、ことでのん電車・バスで利用可能なプリペイドカード「IruCa」を用いて、中央商店街内の店舗や百貨店、自動販売機、駐車場等で決済が可能とする電子マネー実証実験に取り組んでいます。

プリペイドカード「IruCa」は、平成 18 年 12 月 31 日現在で、87,213 枚発行されており、電子マネー実証実験では、平成 18 年 11 月 1 日の開始から 2 か月間で、約 28,500 件の利用がなされるなど、着実に利用が定着しています。今後、中央商店街における決済可能店舗を拡大し、公共交通機関利用者や買物客の増加を目指していきます。(IC カード活用による商業等活性化事業)

③ 市内循環・ショッピングバス (コミュニティバス)、まちバス運行

高松商工会議所が実施主体となり、高松中央商店街振興組合連合会の負担、沿線企業の協力及び本市補助のもと、平成 14 年 11 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日まで、中心市街地内を循環する「市内循環・ショッピングバス」の試験運行を行いました。平成 15 年 11 月 1 日からは、郊外と中心市街地を循環する「レインボー循環バス」と統合し、バス事業者により運行されています。

その後、全国的に見ても例のない商店街が実施するバス運行事業として、高松丸亀町商店街振興組合が、平成 16 年にグランドオープンしたサンポート高松と高松中央商店街とのアクセスに特化した運行経路で、平成 17 年 11 月 1 日から「まちバス」を運行しています。今後も事業を継続し、中心市街地を訪れる人々の回遊性を高めます。(まちバス運行事業)

3) 定住人口の増加を見据えた取組について

①産直市

中心市街地の各商店街では、生鮮品を販売する店が少なくなっている現状を踏まえて、今後の居住人口の増加を見据えて、生活空間に欠かせない生鮮品を販売する産直市・市場を開催しています。

今後は、丸亀町商店街の再開発にあわせ、生鮮品店を開設する予定であり、その試験的取組を行っています。(丸亀町商店街再開発事業)

・新鮮「けやき」市場（片原町商店街）

空店舗を利用して商店街に不足している八百屋を片原町商店街が運営しており、地元の有機・無農薬野菜を中心とした農畜産物を提供しています。

開催日：毎週木曜日・金曜日



新鮮「けやき」市場

・亀井戸水神市場（丸亀町商店街）

無農薬・減農薬、鮮度にこだわった野菜、素材・無添加にこだわった加工品など、安全で、安心して食べることができる食品を提供しています。

開催日：火曜日から日曜日まで（定休日：月曜日）

・トキワ街産直ストリート・産直ごじまん市（常磐町商店街）

高松市創造的農業育成支援事業として、「高松産ごじまん品」に指定した、地元のとれたて農産物を中心に販売しています。

開催日：毎週火曜日

[2] 都市計画との調和等

(1) 市総合計画・マスタープランとの整合

129 ページに記載のとおり、平成 20 年度からスタートする高松市新総合計画（仮称：策定中）においては、これまでの拡大基調のまちづくりから転換し、コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すこととしています。また、平成 21 年度からスタートする高松市都市計画マスタープラン（策定中）においても、都市づくりの基本的視点の一つとして「コンパクトで持続可能なまちづくり」を掲げ、それを実現する施策を検討しています。

(2) 都市計画、その他法令との整合

130 ページに記載のとおり、準工業地域における特別用途地区等を活用した大規模集客施設の立地制限については、策定中の高松市都市計画マスタープランの案として、平成 19 年 3 月までにパブリック・コメントの手続を終え、同年 11 月に決定・施行する方針です。

[3] その他の事項

(1) 香川県による取組との連携

中央商店街の活性化を図るためには、新たな魅力の核となる商業施設の立地促進が重要となります。本市では、大規模小売店舗立地法の特例措置の適用に向けて、香川県と連携した取組を進めています。

(2) その他の事業

中心市街地の環境を快適にするため、高松市環境美化都市推進会議による以下の事業を促進しています。

①サンポート高松・中央通り一斉清掃事業

サンポート高松・中央通り沿道の事業所従業員、ボランティア及び市職員による一斉清掃により、ポイ捨てのない美しいまちづくり運動の輪を広げます。

②環境美化月間清掃キャンペーン

環境美化月間（10 月）の啓発行事として、各種団体やボランティア等によるサンポート高松・中央通り・菊池寛通り周辺の一斉清掃を清掃キャンペーンとして実施することにより、市民の環境美化意識の高揚と清潔で美しいまちづくりを推進します。

③歩きたばこ禁止周知啓発事業

「歩きたばこ禁止区域」では、備付け灰皿のある場所以外で喫煙禁止であり、各種の周知啓発事業の実施は、たばこの吸い殻の散乱を防止し、環境美化の着実な推進につながるため、国道等の歩道路面への禁止区域表示シートの貼付け、周知ポスター・チラシの作製・配布、のぼり旗の作製・各種イベント等での使用を行います。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	本市の中心市街地で、「タウンマネジメント（再開発）で活性化を牽引すること」を記載しています。 (1. [5] 中心市街地活性化に関する基本的な方針 参照)
	認定の手續	当基本計画は、高松市中心市街地活性化協議会と協議を行い、平成19年2月28日付けで意見を受けています。 (9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしています。 (2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市町村の推進体制、協議会について、地域ぐるみでの取組の状況、客観的現状分析、ニーズ分析について、十分取り組んでいます。 (9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	高松市の総合計画を始めとする各種計画でコンパクトなまちづくりの考え方に基づき、都市計画手法も活用しながら、中心市街地に都市機能を集積させることが示されています。 (10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関して、実践的・試行的活動に取り組んでおり、また都市計画法やその他法令を遵守した計画となっています。 (11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照)

第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	目標達成に必要な事業を4～8の事業に ついて、どのように役立つかを、わかり やすく説明しています。 (4～8における各事業の必要性 参照)
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	記載している各事業・施策の実施が、数 値目標の達成に寄与することを合理的に 説明しています。 (3における目標, 4～8における各事 業 参照)
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、または、特定される 見込みが高いこと	概ねの事業について、事業主体が特定さ れており基本計画に記載しています。な お、高松丸亀町商店街(B～G, 兵庫町 街区)関連事業における権利者等出資法 人については、権利者等の合意により早 期に組織化されます。 (4～8における各事業 参照)
	事業の実施スケジュールが 明確であること	概ねの事業について、平成24年度までの 計画期間内に、完了できる見込みです。 (4～8における各事業 参照)